

【公布された条例等のあらまし】

● **建築士法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十八号）

- 一 二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項から、生年月日及び性別を除くこととした。
- 二 免許申請書の様式について、建築士法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二については、同年六月一日から施行することとした。

● **建築基準法施行細則の一部を改正する規則**（規則第二十九号）

- 一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則**（規則第三十号）

- 一 営業保証金の取戻しに係る届出の様式について、官報の発行の方法等が定められたことに伴う所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則**（規則第三十一号）

- 一 定例的に支払をする経費のうち資金前渡担任者が口座振替の方法により支払を行うものに係る資金前渡をする資金の限度額を改めることとした。
- 二 一の経費に係る資金前渡の精算等の手続を定めることとした。
- 三 物品出納簿の記載を省略することができるものについて、官報の発行の方法が定められたことに伴う所要の整理を行うこととした。
- 四 公の施設の利用につき徴収する使用料について、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができることとした。
- 五 授業料を直接収納したときは、領収証書を交付することとした。
- 六 その他所要の整備を行うこととした。
- 七 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。